

令和8年6月1日

関係事業主 殿

(一社)長野労働基準協会

「職長・安全衛生責任者能力向上教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条及び同規則40条は、建設業等一定の業種において、作業中の労働者を直接指導、監督する立場にある職長等は安全衛生教育を修了しなくてはならないと規定しています。

また、法定の職長教育を修了後においては、おおむね5年毎に能力向上教育を行わなければならない(平成3年1月21日基発第39号、改正:平成28年10月12日基発1012号第1号)とし、さらに、労働安全衛生法第16条に規定する安全衛生責任者については職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」を受講すれば安全衛生責任者の教育も同時に修了することができることとされています。

つきましては、下記により前述の法令等に基づく「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を開催することいたしましたので、当該教育を受講されていない方、また、関係者が受講され安全衛生管理活動の一層の推進が図られますようご案内申し上げます。

記

1 開催日・会場・定員

- | | | |
|----------|-------------|----------------------|
| (1) 開催日時 | 令和8年8月5日(水) | 午前9時開講(受付開始時間 8時40分) |
| (2) 会場 | 長野市大豆島 4034 | 長野地域職業訓練センター |
| (3) 定員 | 40名 | |

2 受講料及びテキスト代(消費税を含む)

(1) 受講料

長野及び各地区労働基準協会会員事業1名 8,000円+消費税800円(合計8,800円)
上記以外の事業場(会員外事業場) 1名 10,000円+消費税1,000円(合計11,000円)

(2) テキスト・資料代

テキスト代及び資料代 1名 1,500円+消費税150円(合計1,650円)

合計 会員 10,450円 会員外 12,650円

3 受講の申込み

受講を希望される方は、別紙「受講申込書」に記入の上、受講料及びテキスト代、「職長・安全衛生責任者教育修了証」(能力向上教育を含む)のコピーを添えて、7月22日(水)までに次の申し込み先へ提出してください。 [申込先] 〒383-0013中野市中野1863-1

(一社)中野労働基準協会 (TEL:0269-22-2255・FAX:0269-23-0729)

但し、締切日前でも定員に達した場合は、受付けを締め切らせていただきますので、ご了承ください。

FAXでのお申込み、受講料振込も受付けますのでお問い合わせ下さい。

振込先 八十二長野銀行/中野 普通預金381906 (一社)中野労働基準協会

4 講習カリキュラム (講師の都合で講習科目の順序を変更することがあります。)

講習科目	時間	講師
1 職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること ・建設業における労働災害発生状況 ・労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ・作業方法の決定及び労働者の配置 ・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・異常時等における措置 ・職長等及び安全衛生責任者の役割 ・安全施工サイクルによる安全衛生活動	9:00) 11:00 (2時間)	(一社)長野労働基準協会 RSTトレーナー 小川 修司 氏
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ・労働者に対する指導、監督等の方法 ・効果的な指導方法 ・伝達力の向上	11:00) 12:00 (1時間)	
3 危険性又は有害性等の調査等に関すること ・危険性又は有害性等の調査の方法 ・準備、作業等の具体的な改善の方法	13:00)	(一社)長野県労働基準協会 連合会 教育推進部長 労働安全コンサルタント 廣瀬 謙治 氏
4 グループ演習 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	16:00 (3時間)	
修了証の交付	16:00	(一社)長野労働基準協会

5 修了証の交付

所定の時間を受講し修了した方に修了証を交付します。

6 その他

- (1) 受講申し込み後の取消し・変更等は、7月29日(水)までとし、その後の取消し及び講習当日の欠席者には原則としてテキストはお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。
- (2) 講習当日は受講票・筆記用具を持参してください。
- (3) 昼食(450円)を斡旋しますのでご利用ください。(講習当日の注文受付となります)